

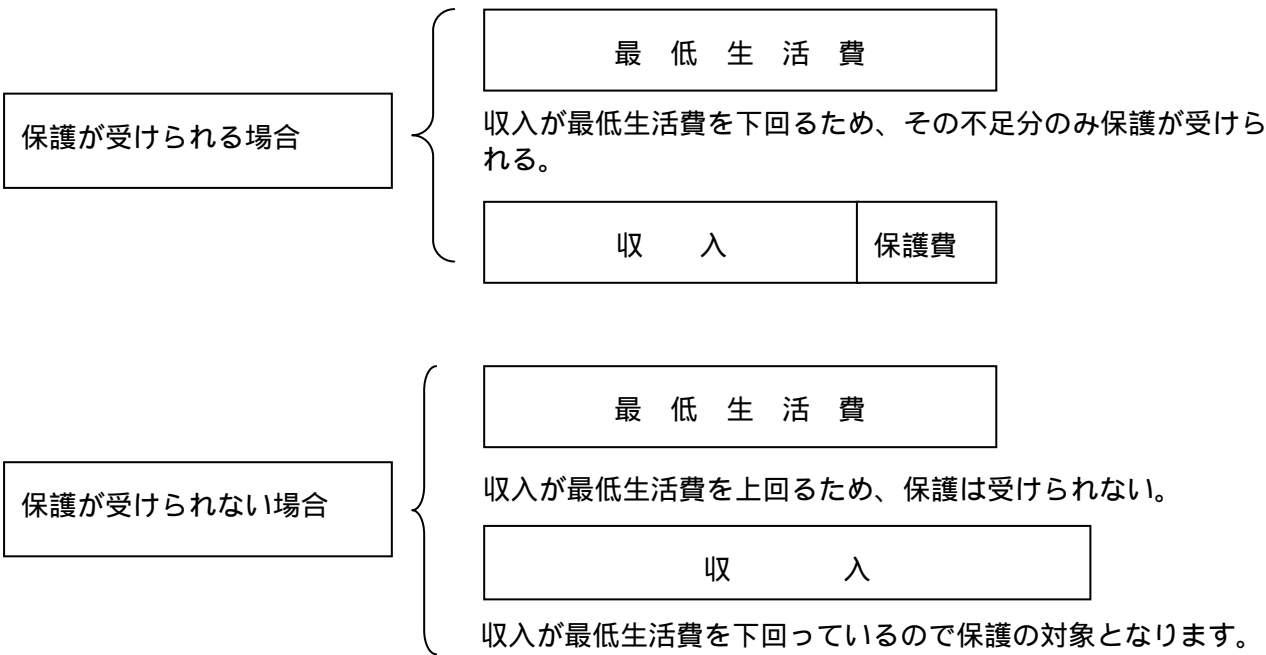
生活保護制度

生活保護とは

日本国憲法第25条は、「国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」と規定しています。憲法が保障するいわゆる生存権保障を実現するための制度のひとつとして制定されたのが生活保護法です。その第1条には「この法律は日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とうたわれている。このように生活保護制度は、保護を国民の権利として認め、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としている国の制度です。

生活保護のしくみ（概念図）

国の定める基準による最低生活費と、収入との対比により決定



(1) 最低生活費・・・世帯員の食費・衣類などの生活費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費、医療費等をあわせたもの。

(2) 収入・・・世帯に入るすべての収入。
例 働いて得た収入（給料、内職収入、農業収入など） 年金、手当の収入 仕送りや、資産を売ったり貸したりして得た収入等。

生活保護費の費用負担

基本

国 3 / 4	市 1 / 4
---------	---------

居住地がないか、又は明らかでない者の生活保護費については、都道府県がその 1 / 4 を負担。
例）居住地のない入院患者、ホームレス状態から施設へ入所した者等。

国 3 / 4	都道府県 1 / 4
---------	------------